

## がけ地近接等危険住宅移転事業県費補助金交付要綱

### (補助金の交付)

第1条 知事は、がけ地の崩壊等により住宅の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を行う者に対して補助金を交付する市町に対し、予算の範囲内においてこの要綱の定めるところにより補助金を交付する。

### (補助金の交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、国が定めた「社会資本整備総合交付金交付要綱」により、国の交付金の交付を受けて行う移転事業とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、移転事業に要する費用の国の交付の対象となる額の4分の1以内で予算の範囲内において知事が定める。

### (補助金の交付申請)

第4条 市町長は、補助金の交付を受けようとするときは、がけ地近接等危険住宅移転事業県費補助金交付申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により提出された書類を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し補助金交付決定通知書(第2号様式)を市町長に交付するものとする。

### (事業の内容変更等)

第6条 市町長は、当該事業の内容を変更し、若しくは当該事業の変更(中止又は廃止)承認申請書(第3号様式)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

### (補助金交付の変更の申請等)

第7条 市町長は、前条の規定により提出された書類を審査し、相当と認めるときは、補助金交付変更申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された書類を審査し、相当と認めるときは、補助金交付変更決定通知書(第5号様式)を市町長に交付するものとする。

### (実績報告)

第8条 市町長は、事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに完了実績報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

### (額の確定)

第9条 知事は、前条の完了実績報告書を受領したときは、報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該報告に係る成果が交付の決定及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第7号様式)により、市町長に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 市町長は、前条の規定による額の確定通知を受けたときは、すみやかに補助金交付請求書(第8号様式)を知事に提出するものとする。

2 知事は、補助金交付請求書の提出を受けたときはこれを審査し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消等)

第11条 知事は、次に掲げる理由に該当した場合においては、市町長に対し、補助金の全部若しくは一部の交付を取消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- 一 補助金の交付の目的以外に使用したとき。
- 二 額の確定により、その額をこえる補助金が生じたとき。
- 三 補助事業の廃止又は中止のあったとき。
- 四 前各号のほか、事業主体が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他関係法令等に基づく知事の処分に違反したとき。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第12条 第4条、第6条、第7条及び第8条の規定による申請又は報告については、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請又は報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請又は報告については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年香川県規則第73号)の規定の例による。

附則 この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、昭和59年4月10日から施行する。

附則 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年9月7日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。